

社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱一部改正 新旧対照表

改正後	現 行																																
<p>社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(交付の目的) 第2条 社会福祉施設等施設整備費県費補助金(以下「整備費補助金」という。)は、「生活保護法」(昭和25年法律第144号)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)<u>、「売春防止法」(昭和31年法律第118号)</u>等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第3条 この要綱において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">大 分 類</th> <th style="text-align: center;">中 分 類</th> <th style="text-align: center;">小 分 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1)生活保護法第38条に基づく保勤施設</td> <td style="text-align: center;">保勤施設</td> <td style="text-align: center;">救勤施設 更生施設 授産施設 宿所提兜施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に基づく授産施設((1)による授産施設を除く。)</td> <td style="text-align: center;">社会事業授産施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療養介護、同</td> <td style="text-align: center;">障害福祉サービス事業所 障害者支援施設</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	(1)生活保護法第38条に基づく保勤施設	保勤施設	救勤施設 更生施設 授産施設 宿所提兜施設		(2)社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に基づく授産施設((1)による授産施設を除く。)	社会事業授産施設			(3)障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療養介護、同	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設			<p>社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(交付の目的) 第2条 社会福祉施設等施設整備費県費補助金(以下「整備費補助金」という。)は、「生活保護法」(昭和25年法律第144号)<u>、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)</u>、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第3条 この要綱において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">大 分 類</th> <th style="text-align: center;">中 分 類</th> <th style="text-align: center;">小 分 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1)生活保護法第38条に基づく保勤施設</td> <td style="text-align: center;">保勤施設</td> <td style="text-align: center;">救勤施設 更生施設 授産施設 宿所提兜施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に基づく授産施設((1)による授産施設を除く。)</td> <td style="text-align: center;">社会事業授産施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療養介護、同</td> <td style="text-align: center;">障害福祉サービス事業所 障害者支援施設</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	(1)生活保護法第38条に基づく保勤施設	保勤施設	救勤施設 更生施設 授産施設 宿所提兜施設		(2)社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に基づく授産施設((1)による授産施設を除く。)	社会事業授産施設			(3)障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療養介護、同	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設		
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類																														
(1)生活保護法第38条に基づく保勤施設	保勤施設	救勤施設 更生施設 授産施設 宿所提兜施設																															
(2)社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に基づく授産施設((1)による授産施設を除く。)	社会事業授産施設																																
(3)障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療養介護、同	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設																																
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類																														
(1)生活保護法第38条に基づく保勤施設	保勤施設	救勤施設 更生施設 授産施設 宿所提兜施設																															
(2)社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に基づく授産施設((1)による授産施設を除く。)	社会事業授産施設																																
(3)障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療養介護、同	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設																																

改正後				現行			
<p>条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)並びに同条第11項に規定する障害者支援施設</p>				<p>条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)並びに同条第11項に規定する障害者支援施設</p>			
<p>(4) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護(以下「居宅介護」という。)、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所</p>	<p>居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 (以下「居宅介護事業所」という。) 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所</p>			<p>(4) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護(以下「居宅介護」という。)、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所</p>	<p>居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 (以下「居宅介護事業所」という。) 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所</p>		
<p>(5) 身体障害者福祉法</p>	<p>身体障害者社会参加支</p>	<p>補装具製作施設</p>		<p>(5) 身体障害者福祉法</p>	<p>身体障害者社会参加支</p>	<p>補装具製作施設</p>	

改正後				現行			
<p>(昭和24年法律第283号) 第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視覚障害者静読是供施設に限る。)</p>	<p>支援施設</p>	<p>盲導犬訓練施設 視覚障害者静読是供施設</p>	<p>点字図書館 聴覚障害者静読是供施設</p>	<p>(昭和24年法律第283号) 第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視覚障害者静読是供施設に限る。)</p>	<p>支援施設</p>	<p>盲導犬訓練施設 視覚障害者静読是供施設</p>	<p>点字図書館 聴覚障害者静読是供施設</p>
<p><u>(削除)</u></p>				<p><u>(6) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業(同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。)</u>を行う事業所及び第7条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター</p>	<p><u>児童福祉施設</u></p> <p><u>児童発達支援事業所</u> <u>放課後等デイサービス事業所</u></p>	<p><u>障害児入所施設</u></p> <p><u>児童発達支援センター</u></p>	<p><u>福祉型障害児入所施設</u> <u>医療型障害児入所施設</u> <u>福祉型児童発達支援センター</u> <u>医療型児童発達支援センター</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>				<p><u>(7) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援及び同条第7項に規定する障害児種別支援を行う事業所</u></p>	<p><u>居宅訪問型児童発達支援事業所</u> <u>保育所等訪問支援事業所</u> <u>障害児種別支援事業所</u></p>		
<p><u>(6) 障害者総合支援法第5条第28項に基づく福祉ホーム</u></p>	<p>福祉ホーム</p>			<p><u>(8) 障害者総合支援法第5条第28項に基づく福祉ホーム</u></p>	<p>福祉ホーム</p>		
<p><u>(7) 平成18年3月1日社福第2232号本</u></p>	<p>応急仮設施設</p>			<p><u>(9) 平成18年3月1日社福第2232号本</u></p>	<p>応急仮設施設</p>		

改正後				現 行			
職通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の県費補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設				職通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の県費補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設			
(8) 社会福祉法第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所	無料低額宿泊所			(10) 社会福祉法第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所	無料低額宿泊所		
(9) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に基づく要保護女子を収容保護するための婦人保勤施設	婦人保勤施設			(新設)			
(10) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、知事が特に整備の必要を認めるもの	その他施設			(11) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、知事が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		
<p>2 「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。</p> <p>(1) 第3条第1項の表第1号、第2号、及び第10号に掲げる施設（以下「保勤施設等」という。）並びに保勤施設等に係る第7号の施設の場合（略）</p> <p>(2) 第3条第1項の表第3号及び第5号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第7号の施設の場合（略）</p> <p>(3) 第3条第1項の表第4号の施設並びに同号の施設に係る第7号施設の場合（略）</p> <p>(4) 第3条第1項表第6号に掲げる施設の場合（略）</p>				<p>2 「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。</p> <p>(1) 第3条第1項の表第1号、第2号、及び第11号に掲げる施設（以下「保勤施設等」という。）並びに保勤施設等に係る第9号の施設の場合（略）</p> <p>(2) 第3条第1項の表第3号、第5号及び第6号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第9号の施設の場合（略）</p> <p>(3) 第3条第1項の表第4号及び第7号の施設並びに同号の施設に係る第9号施設の場合（略）</p> <p>(4) 第3条第1項表第8号に掲げる施設の場合（略）</p>			

改正後

現行

(5) 第3条第1項表第8号に掲げる施設の場合 (略)

(5) 第3条第1項表第10号に掲げる施設の場合 (略)

(6) 第3条第1項表第9号に掲げる施設の場合

(新設)

整備区分	整備内容
創設	<u>新たに施設を整備すること。</u>
増築	<u>既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。</u>
増改築	<u>既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。</u>
改築	<u>既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。</u>
拡張	<u>既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。</u>
大規模修繕等	<u>既存施設等について、平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」により整備すること。</u> <u>耐震化等整備事業のうち、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</u> ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
スプリンクラー設備等整備	<u>平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。</u>
老朽民間社会福祉施設	<u>社会福祉法人が設置する施設について平成18年3月1日社福</u>

改正後

現行

設整備	<u>第2227号本職通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。</u>
防犯対策強化に係る整備	<u>平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援働局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。</u>

(交付の対象)

第4条 この補助金は、次の表の第①欄に定める施設の種類ごとに、第②欄に定める設置根拠等により第③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業を補助の対象とする。

ただし、以下の各号に該当する場合は補助の対象としない。

- (1) ~ (4) 略
- (5) 政令指定都市・中核市に設置する施設に係る事業（「**⑨** 婦人保働施設」に係る事業を除く。）である場合
- (6) ~ (9) 略

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤県補助率
(1) 保働施設	生活保働法第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	生活保働法第74条第1項	3/4
(2) 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人	予算措置	3/4
(3) 障害福祉サービス事業所等 ア 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人又は営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）	予算措置	3/4

(交付の対象)

第4条 この補助金は、次の表の第①欄に定める施設の種類ごとに、第②欄に定める設置根拠等により第③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業を補助の対象とする。

ただし、以下の各号に該当する場合は補助の対象としない。

- (1) ~ (4) 略
- (5) 政令指定都市・中核市に設置する施設に係る事業（**中核市に設置する「⑥** 児童福祉施設等」の「**ア** 障害児入所施設」に係る事業を除く。）である場合
- (6) ~ (9) 略

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤県補助率
(1) 保働施設	生活保働法第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	生活保働法第74条第1項	3/4
(2) 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人	予算措置	3/4
(3) 障害福祉サービス事業所等 ア 障害福祉サービス事業所（療養介護を除く。）	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人又は営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）	予算措置	3/4

改正後					現行				
イ 障害福祉サービス事業所 (療養介護に限る。)	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	3/4	イ 障害福祉サービス事業所 (療養介護に限る。)	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	3/4
	ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。)	予算措置		3/4	ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。)
(4) 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	3/4	(4) 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	3/4
(5) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	予算措置	3/4	(5) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	予算措置	3/4
<u>(削除)</u>					<u>(6) 児童福祉施設等 ア 障害児入所施設</u>	<u>児童福祉法第35条第4項</u>	<u>社会福祉法人又は日本赤十字社若しくは公益社団法人又は公益財団法人</u>	<u>児童福祉法第56条の2第1項</u>	<u>3/4</u>
					<u>イ 児童発達支援</u>	<u>児童福祉法第35条第4項</u>	<u>社会福祉法人等</u>	<u>児童福祉法第</u>	<u>3/4</u>

改正後					現行				
					<u>センター</u>			<u>56条の2第1項</u>	<u>3/4</u>
					<u>ウ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所</u>	<u>児童福祉法第34条の3第2項</u>	<u>社会福祉法人等</u>	<u>予算措置</u>	
					<u>(7) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所</u>	<u>児童福祉法第34条の3第2項</u>	<u>社会福祉法人等</u>	<u>予算措置</u>	<u>3/4</u>
<u>(6) 福祉ホーム</u>	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	3/4	<u>(8) 福祉ホーム</u>	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	3/4
<u>(7) 応急仮設施設</u>	平成18年3月1日社福第2232号本職通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備及び設備整備の具費補助の取扱いについて」	本表中の施設の種類のごとに定められている設置者	予算措置	3/4	<u>(9) 応急仮設施設</u>	平成18年3月1日社福第2232号本職通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備及び設備整備の具費補助の取扱いについて」	本表中の施設の種類のごとに定められている設置者	予算措置	3/4
<u>(8) 無料低額宿泊所</u>	社会福祉法第2条第3項第8号	社会福祉法人等	予算措置	3/4	<u>(10) 無料低額宿泊所</u>	社会福祉法第2条第3項第8号	社会福祉法人等	予算措置	3/4
<u>(9) 婦人保勤施設</u>	<u>売春防止法第36条</u>	<u>社会福祉法人</u>	<u>予算措置</u>	<u>3/4</u>	<u>(新設)</u>				
<u>(10) その他施設</u>	別府厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	3/4	<u>(11) その他施設</u>	別府厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	3/4
<p>(交付額の算定方法及び国の財政上の特別措置) 第5条 整備費補助金の交付額は、次により算出するものとする。 なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 2 倉設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備について</p>					<p>(交付額の算定方法及び国の財政上の特別措置) 第5条 整備費補助金の交付額は、次により算出するものとする。 なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 2 倉設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備について</p>				

改正後	現行
<p>ては、次により算出された額を交付額とする。</p> <p>(1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、<u>別表1-3又は別表1-4</u>の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) 第4条の表の第①欄に定める施設の種類のごとに、別表1-1、別表1-2、<u>別表1-3又は別表1-4</u>の第1欄に定める種目ごとに第2欄より算出した基準額の合計を算出する。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) ただし、保樹施設等ご地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いて(1)から(3)により算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>(ウ) 地域交流スペースに係る基準額</p> <p>a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）<u>28,300</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>29,810</u>千円）</p> <p>b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備を行う場合、<u>39,390</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>40,900</u>千円）</p> <p>c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）<u>38,300</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>42,400</u>千円）</p> <p>d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備を行う場合、<u>54,360</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>58,460</u>千円）</p> <p>(エ) 地域交流スペースに係る県費補助額3 倉設（第3条第1項表第8号に掲げる施設に係るものに限る。）については、次により算出された額を交付額とする。</p> <p>3 第2項以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。</p> <p>(1) <u>別表1-5又は別表1-6</u>及び<u>別表5</u>の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 次の表の第①欄に定める区分ごとに、第②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1)以外の施設の場合</p>	<p>ては、次により算出された額を交付額とする。</p> <p>(1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1 <u>又は</u>別表1-2の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) 第4条の表の第①欄に定める施設の種類の（<u>障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所として整備する場合には、第4条の表の①(3)ア、(6)イ若しくは(6)ウのいずれか一つの施設の種類の</u>）ごとに別表1-1 <u>又は</u>別表1-2の第1欄に定める種目ごとに第2欄より算出した基準額の合計を算出する。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) ただし、保樹施設等ご地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いて(1)から(3)により算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>(ウ) 地域交流スペースに係る基準額</p> <p>a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）<u>26,300</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>27,710</u>千円）</p> <p>b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備を行う場合、<u>36,580</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>37,990</u>千円）</p> <p>c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）<u>35,600</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>39,410</u>千円）</p> <p>d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備を行う場合、<u>50,480</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>54,290</u>千円）</p> <p>(エ) 地域交流スペースに係る県費補助額3 倉設（第3条第1項表第10号に掲げる施設に係るものに限る。）については、次により算出された額を交付額とする。</p> <p>3 第2項以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。</p> <p>(1) <u>別表1-3及び別表4</u>の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 次の表の第①欄に定める区分ごとに、第②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1)以外の施設の場合</p>

改正後

第5条第3項第2号中「第4条の表の第⑤欄に定める県補助率」とあるのは「第5条第4項の表の第③欄に定める県補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

区 分 ①	対象施設の種類の ②	県 補 助 率 ③
<u>(削除)</u>		
ア 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第11に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・救護施設 ・障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る。)	5/6
イ 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第11に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・救護施設 ・障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る。)	5/6

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は別に定める期日とする。

2～3 (略)

第7条～第20条 (略)

附則

この要綱は、平成18年3月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成19年3月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

現 行

第5条第3項第2号中「第4条の表の第⑤欄に定める県補助率」とあるのは「第5条第4項の表の第③欄に定める県補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

区 分 ①	対象施設の種類の ②	県 補 助 率 ③
ア 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・児童福祉施設	4/5
イ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第11に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・救護施設 ・障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る。) ・ <u>障害児入所施設</u>	5/6
ウ 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第11に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・救護施設 ・障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る。) ・ <u>障害児入所施設</u>	5/6

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は毎年度8月10日とする。

2～3 (略)

第7条～第20条 (略)

附則

この要綱は、平成18年3月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成19年3月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

改正後	現 行
<p>附則 この要綱は、平成20年1月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成20年1月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成21年3月2日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成21年3月2日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成22年3月12日から施行し、平成21年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成22年3月12日から施行し、平成21年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成22年11月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成22年11月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成24年2月21日から施行し、平成24年2月21日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成24年2月21日から施行し、平成24年2月21日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成26年3月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成26年3月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成26年6月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成26年6月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成26年12月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成26年12月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成27年12月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成27年12月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成28年8月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成28年8月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成29年2月20日から施行し、平成28年10月11日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成29年2月20日から施行し、平成28年10月11日から適用する。</p>

改正後	現 行
<p>附則 この要綱は、平成29年6月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成29年6月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成30年6月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成30年6月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成31年2月12日から施行し、平成31年2月7日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成31年2月12日から施行し、平成31年2月7日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、令和元年7月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、令和元年7月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、令和2年7月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、令和2年7月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、令和3年3月18日から施行し、令和3年3月18日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、令和3年3月18日から施行し、令和3年3月18日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、令和3年8月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、令和3年8月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、令和4年7月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、令和4年7月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 <u>この要綱は、令和5年8月9日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u></p>	
<p>別表1-1 (略)</p>	<p>別表1-1 (略)</p>
<p>別表1-2</p>	<p>別表1-2</p>
<p>算 定 基 準</p>	<p>算 定 基 準</p>
<p>【障害福祉関係施設の場合（第3条第2項の表（2）、（3）及び（4）に掲げる施設）】 倉庫、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備</p>	<p>【障害福祉関係施設の場合（第3条第2項の表（2）、（3）及び（4）に掲げる施設）】 倉庫、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備</p>

改正後			現行		
1 種目	2 基準額	3 対象経費	1 種目	2 基準額	3 対象経費
<p>本体工事費</p>	<p>○ 1施設当たり基準単価を適用する場合</p> <p>(ア) 別表3-1又は別表3-2に掲げる1施設当たり基準単価(障害福祉サービス事業のみを実施する多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計(以下、「総定員」という。))に応じた基準単価、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を実施する多機能型事業所を整備する場合には、総定員に応じた基準単価に障害福祉サービス事業に係る利用定員を乗じ、総定員で除した額。以下、この表において同じ。)を基準額とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(イ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表3-3又は別表3-4に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>(ウ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第4条各号に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</p>	<p>本体工事費</p>	<p>○ 1施設当たり基準単価を適用する場合</p> <p>(ア) 別表3-1又は別表3-2に掲げる1施設当たり基準単価(多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計に応じた基準単価)を基準額とする。</p> <p><u>(イ) 公害防止対策事業として行う場合には別表3-3又は別表3-4に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</u></p> <p>(ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表3-5又は別表3-6に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>(エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第4条各号に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</p>

改正後			現 行		
	場合)として行う場合には別表3-3又は別表3-4に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。			場合)として行う場合には別表3-5又は別表3-6に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。	
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1-3

算 定 基 準

【売春防止法に基づく施設の場合（第3条第2項の表（6）に掲げる施設）】

倉庫、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本體工事費	<p>ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの 別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p> <p>ウ 心理療去室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信電報費、印刷製本費及び記録監督料等をい）、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>

(新設)

改正後		現行
	<p><u>た額を加算する。</u></p> <p><u>エ 保育室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価×定員(世帯)を乗じて得た額を加算する。</u></p> <p><u>オ 学習室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価×定員(世帯)を乗じて得た額を加算する。</u></p> <p><u>カ 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成17年10月5日社発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表4-2に定める基準額を加算する。</u></p>	
特殊付帯工事費	<u>別表4-2に定める基準額とする。</u>	<u>特殊付帯工事費に必要な工事費または工事請負費</u>
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	<u>知事が必要と認めた施設及び額とする。</u>	<u>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</u>

改正後

現 行

別表1-4

算 定 基 準

【売春防止法に基づく施設の場合（第3条第2項の表（6）に掲げる施設）】

耐震化等整備事業（増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本體工事費	<p>ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの 別表4-3に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築 平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び信託監督料等をい）、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	<p>知事が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

別表1-5

算 定 基 準

【売春防止法に基づく施設の場合（第3条第2項の表（6）に掲げる施設）】

（別表1-3及び別表1-4に掲げる整備以外の事業）

改正後			現 行
1 種目	2 基準額	3 対象経費	
本体工事費	<u>大規模修繕等及びその他特別な工事費については、知事が必要と認められた額とする。</u>	<u>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい）、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</u> <u>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</u>	
スプリンクラー設備等工事費 (既存施設)	<u>別表4-4に掲げる1㎡当たり基準単価にスプリンクラー設備に係る施設面積を乗じて得た額とする。</u>	<u>スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費</u>	
仮設施設整備工事費	<u>知事が必要と認められた施設及び額とする。</u>	<u>仮設施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費</u>	
防犯対策強化に係る整備	<u>知事が必要と認められた施設及び額とする。</u>	<u>防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい）、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</u> <u>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、</u>	

改正後

現行

これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

別表1-6

別表1-3

算定基準

算定基準

(別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表1-4、別表1-5及び別表5に掲げる整備以外の事業)

(別表1-1、別表1-2及び別表4に掲げる整備以外の事業)

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、知事が必要と認められた額とする。ただし、第3欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
スプリンクラー設備等工事費（既存施設）	知事が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	仮施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、知事が必要と認められた額とする。ただし、第3欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
スプリンクラー設備等工事費（既存施設）	知事が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	仮施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費

改正後

現 行

別表2-1

別表2-1

定員1人当たりの補助基準単価

単位：(円)

定員1人当たりの補助基準単価

(単位：円)

施 設 の 種 類			補助基準額
救護施設	本体	都市部	6,510,000
		標準	6,200,000
	初度整備加算		95,000
	個室設備加算	都市部	454,000
		標準	433,000
更生施設	本体	都市部	6,510,000
		標準	6,200,000
	初度整備加算		95,000
	個室整備加算	都市部	454,000
		標準	433,000
授産施設	都市部	標準	2,800,000
		標準	2,670,000
	初度設備加算		95,000
	宿所是共施設	都市部	標準
標準			2,130,000
初度整備加算		95,000	
社会事業授産施設		都市部	標準
	標準		2,670,000
	初度整備加算		95,000

施 設 の 種 類			補助基準額 単位：(円)
救護施設	本体	都市部	6,040,000
		標準	5,760,000
	初度整備加算		88,000
	個室設備加算	都市部	422,000
		標準	402,000
更生施設	本体	都市部	6,040,000
		標準	5,760,000
	初度整備加算		88,000
	個室整備加算	都市部	422,000
		標準	402,000
授産施設	都市部	標準	2,610,000
		標準	2,490,000
	初度設備加算		88,000
	宿所是共施設	都市部	標準
標準			1,980,000
初度整備加算		88,000	
社会事業授産施設		都市部	標準
	標準		2,490,000
	初度整備加算		88,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費」における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)により、都市部特別増加算後の単価であること。
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認められた額であること。
- 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費」における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)により、都市部特別増加算後の単価であること。
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認められた額であること。
- 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

改正後

現 行

別表2-2

別表2-2

(耐震化等整備)を行う場合

(耐震化等整備)を行う場合

定員1人当たりの補助基準単価

定員1人当たりの補助基準単価

(単位:円)

(単位:円)

施 設 の 種 類		補助基準額
救護施設	都市部	8,900,000
	標準	8,480,000
更生施設	都市部	8,900,000
	標準	8,480,000

施 設 の 種 類		補助基準額 単位:円
救護施設	都市部	8,270,000
	標準	7,880,000
更生施設	都市部	8,270,000
	標準	7,880,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付(社福第2234号)」により、都市部特別増単価加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付(社福第2234号)」により、都市部特別増単価加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表2-3

別表2-3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人当たりの補助基準単価

定員1人当たりの補助基準単価

(単位:円)

(単位:円)

施 設 の 種 類		補助基準額	
救護施設	本体	都市部	7,230,000
		標準	6,890,000
	初度整備加算		105,000
	個室整備加算	都市部	505,000
標準		481,000	

施 設 の 種 類		補助基準額 単位:円	
救護施設	本体	都市部	6,710,000
		標準	6,400,000
	初度整備加算		98,000
	個室整備加算	都市部	469,000
標準		447,000	

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付(社福第2234号)」により、都市部特別増単価加算後の単価であること
2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付(社福第2234号)」により、都市部特別増単価加算後の単価であること
2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

改正後

- 3 木造施設の改築として行う場合に限る。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人当たりの補助基準単価 (単位:円)

施設の種類		補助基準額
救護施設	都市部	9,890,000
	標準	9,420,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付(株)第2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること。
 2 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表3-1

1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支 援 就労継続支 援	本体 (日中活動部 分)	利用定員 20人 以下	都市部	60,000,000
			標準	57,100,000
		21人 ~40人	都市部	120,800,000
			標準	115,100,000
		41人 ~60人	都市部	201,900,000
			標準	192,300,000
		61人 ~80人	都市部	283,500,000
			標準	270,000,000
		81人 ~100人	都市部	365,400,000
			標準	348,000,000

現 行

- 3 木造施設の改築として行う場合に限る。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人当たりの補助基準単価 (単位:円)

施設の種類		補助基準額
救護施設	都市部	9,190,000
	標準	8,750,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付(株)第2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること。
 2 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表3-1

1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支 援 就労継続支 援	本体 (日中活動部 分)	利用定員 20人 以下	都市部	55,700,000
			標準	53,100,000
		21人 ~40人	都市部	112,200,000
			標準	106,900,000
		41人 ~60人	都市部	187,500,000
			標準	178,500,000
		61人 ~80人	都市部	263,300,000
			標準	250,800,000
		81人 ~100人	都市部	339,300,000
			標準	323,100,000

改正後				現行					
		101人～120人	都市部	<u>446,100,000</u>		101人～120人	都市部	<u>414,300,000</u>	
			標準	<u>424,900,000</u>			標準	<u>394,500,000</u>	
		121人以上	都市部	<u>528,000,000</u>		121人以上	都市部	<u>490,300,000</u>	
			標準	<u>502,900,000</u>			標準	<u>467,000,000</u>	
	施設入所支援 整備加算及び 本体（宿泊型 自立訓練）	利用定員 20人 以下	都市部	<u>48,300,000</u>	施設入所支援 整備加算及び 本体（宿泊型 自立訓練）	利用定員 20人 以下	都市部	<u>44,900,000</u>	
			標準	<u>46,000,000</u>			標準	<u>42,800,000</u>	
		21人～40人	都市部	<u>97,500,000</u>	21人～40人	都市部	<u>90,600,000</u>		
			標準	<u>92,900,000</u>		標準	<u>86,300,000</u>		
		41人～60人	都市部	<u>163,100,000</u>	41人～60人	都市部	<u>151,500,000</u>		
			標準	<u>155,400,000</u>		標準	<u>144,300,000</u>		
		61人～80人	都市部	<u>229,800,000</u>	61人～80人	都市部	<u>213,400,000</u>		
			標準	<u>218,900,000</u>		標準	<u>203,300,000</u>		
	81人～100人	都市部	<u>295,200,000</u>	81人～100人	都市部	<u>274,200,000</u>			
		標準	<u>281,200,000</u>		標準	<u>261,100,000</u>			
	101人～120人	都市部	<u>361,800,000</u>	101人～120人	都市部	<u>336,000,000</u>			
		標準	<u>344,700,000</u>		標準	<u>320,100,000</u>			
	121人以上	都市部	<u>427,500,000</u>	121人以上	都市部	<u>397,000,000</u>			
		標準	<u>407,200,000</u>		標準	<u>378,100,000</u>			
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	<u>46,200,000</u>	就労・訓練事業等整備加算		都市部	<u>42,900,000</u>	
			標準	<u>44,100,000</u>			標準	<u>40,900,000</u>	
大規模生産設備等整備加算		都市部	<u>152,300,000</u>	大規模生産設備等整備加算		都市部	<u>141,400,000</u>		
		標準	<u>145,100,000</u>			標準	<u>134,700,000</u>		
短期入所整備加算		都市部	<u>12,600,000</u>	短期入所整備加算		都市部	<u>11,700,000</u>		
		標準	<u>12,000,000</u>			標準	<u>11,100,000</u>		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>14,600,000</u>	発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>13,500,000</u>		
		標準	<u>13,900,000</u>			標準	<u>12,900,000</u>		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	<u>10,300,000</u>	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 障害児相 談支援 整備加算		都市部	<u>9,670,000</u>		
		標準	<u>9,900,000</u>			標準	<u>9,220,000</u>		
居宅介護整備加算		都市部	<u>6,940,000</u>	居宅介護、 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問 支援 整備加算		都市部	<u>6,440,000</u>		
		標準	<u>6,610,000</u>			標準	<u>6,140,000</u>		
避難スペース整備加算		都市部	<u>40,200,000</u>	避難スペース整備加算		都市部	<u>37,300,000</u>		
		標準	<u>38,300,000</u>			標準	<u>35,600,000</u>		
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	<u>109,100,000</u>	療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	<u>101,300,000</u>

改正後				現行					
		21人～40人	標準	<u>103,900,000</u>	21人～40人	標準	<u>96,500,000</u>		
			都市部	<u>219,200,000</u>		都市部	<u>203,500,000</u>		
		41人～60人	標準	<u>208,800,000</u>	41人～60人	標準	<u>193,800,000</u>		
			都市部	<u>365,200,000</u>		都市部	<u>339,200,000</u>		
		61人～80人	標準	<u>347,900,000</u>	61人～80人	標準	<u>323,100,000</u>		
			都市部	<u>514,100,000</u>		都市部	<u>477,400,000</u>		
		81人～100人	標準	<u>489,600,000</u>	81人～100人	標準	<u>454,700,000</u>		
			都市部	<u>661,500,000</u>		都市部	<u>614,300,000</u>		
		101人～120人	標準	<u>630,000,000</u>	101人～120人	標準	<u>585,000,000</u>		
			都市部	<u>808,800,000</u>		都市部	<u>750,900,000</u>		
		121人以上	標準	<u>770,300,000</u>	121人以上	標準	<u>715,200,000</u>		
			都市部	<u>956,200,000</u>		都市部	<u>887,800,000</u>		
		就労・訓練事業等整備加算	標準	<u>910,700,000</u>	就労・訓練事業等整備加算	標準	<u>845,600,000</u>		
			都市部	<u>46,200,000</u>		都市部	<u>42,900,000</u>		
	大規模生産設備等整備加算	標準	<u>44,100,000</u>	大規模生産設備等整備加算	標準	<u>40,900,000</u>			
		都市部	<u>152,300,000</u>		都市部	<u>141,400,000</u>			
	短期入所整備加算	標準	<u>145,100,000</u>	短期入所整備加算	標準	<u>134,700,000</u>			
		都市部	<u>12,600,000</u>		都市部	<u>11,700,000</u>			
	発達障害者支援センター整備加算	標準	<u>12,000,000</u>	発達障害者支援センター整備加算	標準	<u>11,100,000</u>			
		都市部	<u>14,600,000</u>		都市部	<u>13,500,000</u>			
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	標準	<u>13,900,000</u>	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 障害児相談支援 整備加算	標準	<u>12,900,000</u>				
	都市部	<u>10,300,000</u>		都市部	<u>9,670,000</u>				
居宅介護整備加算	標準	<u>9,900,000</u>	居宅介護、 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算	標準	<u>9,220,000</u>				
	都市部	<u>6,940,000</u>		都市部	<u>6,440,000</u>				
避難スペース整備加算	標準	<u>6,610,000</u>	避難スペース整備加算	標準	<u>6,140,000</u>				
	都市部	<u>40,200,000</u>		都市部	<u>37,300,000</u>				
共同生活援助	創設	定員4人～10人	標準	<u>38,300,000</u>	共同生活援助	創設	定員4人～10人	標準	<u>35,600,000</u>
			都市部	<u>28,500,000</u>				都市部	<u>26,400,000</u>
共同生活援助	創設	短期入所整備加算	標準	<u>27,100,000</u>	共同生活援助	創設	短期入所整備加算	標準	<u>25,200,000</u>
			都市部	<u>12,600,000</u>				都市部	<u>11,700,000</u>
共同生活援助	創設	エレベーター等設置整備加算	標準	<u>12,000,000</u>	共同生活援助	創設	エレベーター等設置整備加算	標準	<u>11,100,000</u>
			都市部	<u>2,250,000</u>				都市部	<u>2,100,000</u>
共同生活援助	創設	エレベーター等設置整備加算	標準	<u>2,150,000</u>	共同生活援助	創設	エレベーター等設置整備加算	標準	<u>2,000,000</u>
			都市部	<u>2,150,000</u>				都市部	<u>2,000,000</u>

改正後				現行					
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	10,300,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 障害児相談支援 整備加算	都市部	9,670,000		
			標準	9,900,000		標準	9,220,000		
	居宅介護整備加算		都市部	6,940,000		居宅介護、 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算	都市部	6,440,000	
		標準	6,610,000	標準	6,140,000				
避難スペース整備加算		都市部	40,200,000	避難スペース整備加算		都市部	37,300,000		
		標準	38,300,000			標準	35,600,000		
<u>削除</u>					福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	101,300,000
						標準	96,500,000		
							21人 ~40人	都市部	203,500,000
						標準	193,800,000		
							41人 ~60人	都市部	339,300,000
						標準	323,100,000		
							61人 ~80人	都市部	477,400,000
						標準	454,700,000		
						81人 ~100人	都市部	614,400,000	
					標準	585,100,000			
						101人 ~120人	都市部	751,000,000	
					標準	715,300,000			
						121人以上	都市部	887,800,000	
					標準	845,600,000			
					就労・訓練事業等整備加算		都市部	42,900,000	
						標準	40,900,000		
				大規模生産設備等整備加算		都市部	141,400,000		
						標準	134,700,000		
				短期入所整備加算		都市部	11,700,000		
						標準	11,100,000		
				発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,500,000		
						標準	12,900,000		
				就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 障害児相談支援 整備加算		都市部	9,670,000		
						標準	9,220,000		
				居宅介護、 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算		都市部	6,440,000		
						標準	6,140,000		
				小規模グループケア整備加算		都市部	20,700,000		

改正後				現行			
						標準	19,800,000
						退避スペース整備加算	都市部 37,300,000
						標準	35,600,000
				福祉型児童 発達支援セ ンター	本体	利用定員 20人 以下	都市部 55,700,000
							標準 53,100,000
						21人 ~40人	都市部 112,200,000
				医療型児童 発達支援セ ンター			標準 106,900,000
						41人 ~60人	都市部 187,500,000
							標準 178,500,000
				児童発達支 援事業所		61人 ~80人	都市部 263,300,000
							標準 250,800,000
				放課後等デ イサービス 事業所		81人 ~100人	都市部 339,300,000
							標準 323,100,000
						101人 ~120人	都市部 414,300,000
							標準 394,500,000
						121人 以上	都市部 490,300,000
							標準 467,000,000
						就労・訓練事業等整備加算	都市部 42,900,000
							標準 40,900,000
						大規模生産設備等整備加算	都市部 141,400,000
							標準 134,700,000
						短期入所整備加算	都市部 11,700,000
							標準 11,100,000
						発達障害者支援センター整備加算	都市部 13,500,000
							標準 12,900,000
						就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相 談支援整備加算	都市部 9,670,000
							標準 9,220,000
						居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問 支援整備加算	都市部 6,440,000
							標準 6,140,000
						退避スペース整備加算	都市部 37,300,000
							標準 35,600,000
増築整備 (既存施設の現在定員の増員)		都市部	30,000,000	増築整備 (既存施設の現在定員の増員)		都市部	27,900,000
		標準	28,600,000			標準	26,600,000

改正後			現行		
短期入所（短期入所のみ整備の場合）	都市部	15,200,000	短期入所（短期入所のみ整備の場合）	都市部	14,200,000
	標準	14,500,000		標準	13,500,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援（各事業のみ整備の場合）	都市部	10,300,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援（各事業のみ整備の場合）	都市部	9,670,000
	標準	9,900,000		標準	9,220,000
居宅介護（居宅介護のみ整備の場合）	都市部	6,940,000	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみ整備の場合）	都市部	6,440,000
	標準	6,610,000		標準	6,140,000
避難スペース整備（避難スペースのみ整備の場合）	都市部	40,200,000	避難スペース整備（避難スペースのみ整備の場合）	都市部	37,300,000
	標準	38,300,000		標準	35,600,000
補装具製作施設	都市部	15,200,000	補装具製作施設	都市部	14,200,000
	標準	14,500,000		標準	13,500,000
盲導犬訓練施設	都市部	188,800,000	盲導犬訓練施設	都市部	175,400,000
	標準	179,900,000		標準	167,100,000
点字図書館	都市部	51,800,000	点字図書館	都市部	48,100,000
	標準	49,400,000		標準	45,900,000
聴覚障害者静読是共施設	都市部	69,900,000	聴覚障害者静読是共施設	都市部	65,000,000
	標準	66,600,000		標準	61,900,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増徴単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社審第2234号）」により、都市部特別増徴加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所（短期入所のみ整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

1事業（1施設）当たりの補助基準単価

(単位：円)

事業（施設）の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援	本体 （日中活動部 分）	利用定員 40人 以下	都市部	160,600,000
			標準	153,000,000
		41人 ~60人	都市部	267,800,000
			標準	255,000,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増徴単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社審第2234号）」により、都市部特別増徴加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所（短期入所のみ整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

1事業（1施設）当たりの補助基準単価

(単位：円)

事業（施設）の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援	本体 （日中活動部 分）	利用定員 40人 以下	都市部	149,100,000
			標準	142,100,000
		41人 ~60人	都市部	248,600,000
			標準	236,800,000

改正後				現行				
就労継続支援	施設入所支援 整備加算	61人～80人	都市部	<u>376,200,000</u>	61人～80人	都市部	<u>349,300,000</u>	
			標準	<u>358,300,000</u>		標準	<u>332,700,000</u>	
		81人～100人	都市部	<u>484,800,000</u>	81人～100人	都市部	<u>450,100,000</u>	
			標準	<u>461,700,000</u>		標準	<u>428,700,000</u>	
		101人～120人	都市部	<u>592,200,000</u>	101人～120人	都市部	<u>549,900,000</u>	
			標準	<u>564,000,000</u>		標準	<u>523,700,000</u>	
		121人以上	都市部	<u>700,500,000</u>	121人以上	都市部	<u>650,400,000</u>	
			標準	<u>667,200,000</u>		標準	<u>619,500,000</u>	
	施設入所支援 整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	<u>129,600,000</u>	利用定員 40人 以下	都市部	<u>120,300,000</u>	
			標準	<u>123,400,000</u>		標準	<u>114,600,000</u>	
		41人～60人	都市部	<u>216,500,000</u>	41人～60人	都市部	<u>201,000,000</u>	
			標準	<u>206,200,000</u>		標準	<u>191,500,000</u>	
		61人～80人	都市部	<u>304,700,000</u>	61人～80人	都市部	<u>282,900,000</u>	
			標準	<u>290,200,000</u>		標準	<u>269,500,000</u>	
		81人～100人	都市部	<u>391,600,000</u>	81人～100人	都市部	<u>363,600,000</u>	
			標準	<u>373,000,000</u>		標準	<u>346,400,000</u>	
	101人～120人	都市部	<u>480,200,000</u>	101人～120人	都市部	<u>445,900,000</u>		
		標準	<u>457,400,000</u>		標準	<u>424,700,000</u>		
	121人以上	都市部	<u>567,000,000</u>	121人以上	都市部	<u>526,500,000</u>		
		標準	<u>540,000,000</u>		標準	<u>501,400,000</u>		
就労・訓練事業等整備加算		都市部	<u>61,400,000</u>	就労・訓練事業等整備加算		都市部	<u>57,000,000</u>	
		標準	<u>58,500,000</u>			標準	<u>54,300,000</u>	
短期入所整備加算		都市部	<u>13,800,000</u>	短期入所整備加算		都市部	<u>12,900,000</u>	
		標準	<u>13,200,000</u>			標準	<u>12,300,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>19,200,000</u>	発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>17,800,000</u>	
		標準	<u>18,300,000</u>			標準	<u>17,000,000</u>	
(削除)				福祉型障害 児入所施設 医療型障害 児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	<u>257,400,000</u>
						標準	<u>450,100,000</u>	
						41人～60人	都市部	<u>428,700,000</u>
						標準	<u>633,300,000</u>	
						61人～80人	都市部	<u>603,100,000</u>
			標準	<u>814,600,000</u>				
				81人～100人	都市部	<u>775,800,000</u>		

改正後				現 行																																		
						標準	996,300,000																															
				101人～120人	都市部	標準	948,900,000																															
						標準	1,177,500,000																															
				121人以上	都市部	標準	1,121,500,000																															
						標準	257,400,000																															
				就労・訓練事業等整備加算	都市部	標準	57,000,000																															
						標準	54,300,000																															
				短期入所整備加算	都市部	標準	12,900,000																															
						標準	12,300,000																															
				発達障害者支援センター整備加算	都市部	標準	17,800,000																															
						標準	17,000,000																															
<p>(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費」における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け株指第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。</p> <p>2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>4 障害者支援施設の改築として行う場合に限り。</p>				<p>(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費」における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け株指第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。</p> <p>2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>4 障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限り。</p>																																		
<u>(削除)</u>				<p>別表3-3 <u>(公害防止対策事業として行う場合)</u> <u>1事業（1施設）当たりの補助基準単価</u> (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業（施設）の種類</th> <th colspan="2">補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">福祉型障害 児入所施設 医療型障害 児入所施設</td> <td rowspan="2">本体</td> <td rowspan="2">利用定員 20人以下</td> <td>都市部</td> <td>108,000,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>102,900,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">21人～40人</td> <td>都市部</td> <td>217,100,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>206,800,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">41人～60人</td> <td>都市部</td> <td>361,900,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>344,700,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">61人～80人</td> <td>都市部</td> <td>509,200,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>485,000,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">81人～100人</td> <td>都市部</td> <td>655,300,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>624,100,000</td> </tr> </tbody> </table>				事業（施設）の種類		補助基準額		福祉型障害 児入所施設 医療型障害 児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	108,000,000	標準	102,900,000	21人～40人	都市部	217,100,000	標準	206,800,000	41人～60人	都市部	361,900,000	標準	344,700,000	61人～80人	都市部	509,200,000	標準	485,000,000	81人～100人	都市部	655,300,000	標準	624,100,000
事業（施設）の種類		補助基準額																																				
福祉型障害 児入所施設 医療型障害 児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	108,000,000																																		
			標準	102,900,000																																		
	21人～40人	都市部	217,100,000																																			
		標準	206,800,000																																			
	41人～60人	都市部	361,900,000																																			
		標準	344,700,000																																			
	61人～80人	都市部	509,200,000																																			
		標準	485,000,000																																			
	81人～100人	都市部	655,300,000																																			
		標準	624,100,000																																			

改正後		現 行				
			<u>101人～120人</u>	都市部	801,100,000	
			標準		763,000,000	
				<u>121人以上</u>	都市部	947,000,000
				標準		902,000,000
				就労・訓練事業等整備加算	都市部	45,800,000
					標準	
				大規模生産設備等整備加算	都市部	150,800,000
					標準	
				短期入所整備加算	都市部	12,400,000
					標準	
				発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,400,000
					標準	
				就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,300,000
					標準	
				居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,870,000
					標準	
				小規模グループケア整備加算	都市部	22,100,000
					標準	
				退避スペース整備加算	都市部	39,800,000
					標準	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	本体		利用定員 20人以下	都市部	59,400,000	
				標準		56,600,000
			<u>21人～40人</u>	都市部	119,700,000	
				標準		114,000,000
			<u>41人～60人</u>	都市部	200,000,000	
				標準		190,400,000
			<u>61人～80人</u>	都市部	280,800,000	
				標準		267,500,000
			<u>81人～100人</u>	都市部	361,900,000	
				標準		344,700,000
<u>101人～120人</u>	都市部	441,900,000				
	標準		420,800,000			
<u>121人以上</u>	都市部	523,000,000				

改正後

現 行

	標準	498,100,000
就労・訓練事業等整備加算	都市部	45,800,000
	標準	43,600,000
大規模生産設備等整備加算	都市部	150,800,000
	標準	143,700,000
短期入所整備加算	都市部	12,400,000
	標準	11,900,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,400,000
	標準	13,800,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,300,000
	標準	9,840,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,870,000
	標準	6,550,000
退廃スペース整備加算	都市部	39,800,000
	標準	38,000,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付(社福2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別表3-4

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
福祉型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	288,200,000
			標準	274,500,000
医療型障害児入所施設		41人～60人	都市部	480,100,000
			標準	457,300,000
		61人～80人	都市部	675,500,000
			標準	643,300,000
		81人～100人	都市部	868,900,000

改正後				現 行					
					標準	827,600,000			
					101人~120人	都市部	1,062,800,000		
						標準	1,012,200,000		
					121人以上	都市部	1,256,000,000		
						標準	1,196,300,000		
					就労・訓練事業等整備加算	都市部	60,800,000		
						標準	58,000,000		
					短期入所整備加算	都市部	13,700,000		
						標準	13,100,000		
					発障害者支援センター整備加算	都市部	19,000,000		
						標準	18,100,000		
								<p>(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け共社福2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること。</p> <p>2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>	
<p>別表3-3 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)</p> <p>1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)</p>				<p>別表3-5 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)</p> <p>1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)</p>					
事業(施設)の種類				事業(施設)の種類					
生活介護 自立訓練	本体 (日中活動部 分)	利用定員 20人以下	都市部	66,600,000	生活介護 自立訓練	本体 (日中活動部 分)	利用定員 20人以下	都市部	61,900,000
			標準	63,500,000				標準	59,000,000
		21人~40人	都市部	134,200,000			21人~40人	都市部	124,700,000
			標準	127,900,000				標準	118,800,000
		41人~60人	都市部	224,300,000			41人~60人	都市部	208,300,000
			標準	213,600,000				標準	198,400,000
61人~80人	都市部	315,000,000	61人~80人	都市部	292,500,000				
	標準	300,000,000		標準	278,600,000				
81人~100人	都市部	406,000,000	81人~100人	都市部	377,000,000				

改正後				現行				
			標準	<u>386,600,000</u>			標準	<u>359,000,000</u>
			101人~120人	都市部			<u>495,700,000</u>	101人~120人
			標準	<u>472,100,000</u>			標準	<u>438,400,000</u>
			121人以上	都市部			<u>586,700,000</u>	121人以上
			標準	<u>558,800,000</u>			標準	<u>518,900,000</u>
			施設入所支援 整備加算及び 本体(宿泊型自 立訓練)	利用定員 20人以下			都市部	<u>53,600,000</u>
			標準	<u>51,100,000</u>			標準	<u>47,500,000</u>
			21人~40人	都市部			<u>108,300,000</u>	21人~40人
			標準	<u>103,200,000</u>			標準	<u>95,900,000</u>
			41人~60人	都市部			<u>181,200,000</u>	41人~60人
			標準	<u>172,600,000</u>			標準	<u>160,300,000</u>
			61人~80人	都市部			<u>255,300,000</u>	61人~80人
			標準	<u>243,200,000</u>			標準	<u>225,900,000</u>
			81人~100人	都市部			<u>328,000,000</u>	81人~100人
			標準	<u>312,500,000</u>			標準	<u>290,100,000</u>
			101人~120人	都市部			<u>402,000,000</u>	101人~120人
			標準	<u>383,000,000</u>			標準	<u>355,600,000</u>
			121人以上	都市部			<u>475,000,000</u>	121人以上
			標準	<u>452,500,000</u>			標準	<u>420,100,000</u>
			就労・訓練事業等整備加算	都市部			<u>51,400,000</u>	就労・訓練事業等整備加算
			標準	<u>49,000,000</u>			標準	<u>45,500,000</u>
			大規模生産設備等整備加算	都市部			<u>169,200,000</u>	大規模生産設備等整備加算
			標準	<u>161,200,000</u>			標準	<u>149,700,000</u>
			短期入所整備加算	都市部			<u>14,000,000</u>	短期入所整備加算
			標準	<u>13,300,000</u>			標準	<u>12,400,000</u>
			発達障害者支援センター整備加算	都市部			<u>16,200,000</u>	発達障害者支援センター整備加算
			標準	<u>15,500,000</u>			標準	<u>14,400,000</u>
			就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部			<u>11,500,000</u>	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 障害児相 談支援 整備加算
			標準	<u>11,000,000</u>			標準	<u>10,200,000</u>
			居宅介護整備加算	都市部			<u>7,710,000</u>	居宅介護、 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪 問支援 整備加算
			標準	<u>7,350,000</u>			標準	<u>6,820,000</u>
			避難スペース整備加算	都市部			<u>44,600,000</u>	避難スペース整備加算
			標準	<u>42,500,000</u>			標準	<u>39,500,000</u>

改正後				現行				
<u>(削除)</u>				福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	112,500,000
						標準	107,200,000	
						21人～40人	都市部	226,100,000
						標準	215,400,000	
						41人～60人	都市部	377,000,000
						標準	359,000,000	
						61人～80人	都市部	530,500,000
						標準	505,200,000	
						81人～100人	都市部	682,600,000
					標準	650,100,000		
					101人～120人	都市部	834,500,000	
					標準	794,800,000		
					121人以上	都市部	986,500,000	
					標準	939,500,000		
					就労・訓練事業等整備加算	都市部	47,700,000	
			標準	45,500,000				
			大規模生産設備等整備加算	都市部	157,100,000			
			標準	149,700,000				
			短期入所整備加算	都市部	13,000,000			
			標準	12,400,000				
			発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,000,000			
			標準	14,400,000				
			就労定着支援、自立生活援助、相災支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,700,000			
			標準	10,200,000				
			居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	7,150,000			
			標準	6,820,000				
			小規模グループケア整備加算	都市部	23,000,000			
			標準	22,000,000				
			遊戯スペース整備加算	都市部	41,500,000			
			標準	39,500,000				
(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること。				(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること。				

改正後				現行					
<p>2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)</p> <p>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>4 木造施設の改築として行う場合に限る。</p>				<p>2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)</p> <p>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>4 木造施設の改築として行う場合に限る。</p>					
<p>別表3-4 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第11に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第11に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)</p>				<p>別表3-6 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第11に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第11に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)</p>					
<p>1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)</p>				<p>1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)</p>					
事業(施設)の種類			補助基準額		事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体 (日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	178,500,000	利用定員 40人以下	都市部	165,700,000		
			標準	170,000,000		標準	157,900,000		
		41人 ~60人	都市部	297,500,000	41人 ~60人	都市部	276,200,000		
			標準	283,400,000		標準	263,100,000		
		61人 ~80人	都市部	418,000,000	61人 ~80人	都市部	388,100,000		
			標準	398,100,000		標準	369,700,000		
		81人 ~100人	都市部	538,600,000	81人 ~100人	都市部	500,100,000		
			標準	513,000,000		標準	476,400,000		
		101人~120人	都市部	658,000,000	101人~120人	都市部	611,000,000		
			標準	626,600,000		標準	581,900,000		
		121人 以上	都市部	778,300,000	121人 以上	都市部	722,700,000		
			標準	741,300,000		標準	688,300,000		
		施設入所支援 整備加算	施設入所支援 整備加算	利用定員 40人以下	都市部	144,000,000	利用定員 40人以下	都市部	133,700,000
					標準	137,100,000		標準	127,400,000
41人 ~60人	都市部			240,500,000	41人 ~60人	都市部	223,400,000		
	標準			229,100,000		標準	212,800,000		
61人 ~80人	都市部			338,500,000	61人 ~80人	都市部	314,400,000		
	標準			322,500,000		標準	299,500,000		

改正後				現行				
		81人～100人	都市部	<u>435,100,000</u>	81人～100人	都市部	<u>404,000,000</u>	
			標準	<u>414,500,000</u>		標準	<u>384,900,000</u>	
		101人～120人	都市部	<u>533,500,000</u>	101人～120人	都市部	<u>495,500,000</u>	
			標準	<u>508,200,000</u>		標準	<u>471,900,000</u>	
		121人以上	都市部	<u>630,000,000</u>	121人以上	都市部	<u>585,000,000</u>	
			標準	<u>600,000,000</u>		標準	<u>557,100,000</u>	
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	<u>68,200,000</u>	就労・訓練事業等整備加算		都市部	<u>63,400,000</u>
			標準	<u>65,000,000</u>			標準	<u>60,400,000</u>
	短期入所整備加算		都市部	<u>15,300,000</u>	短期入所整備加算		都市部	<u>14,300,000</u>
			標準	<u>14,600,000</u>			標準	<u>13,600,000</u>
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>21,300,000</u>	発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>19,800,000</u>
			標準	<u>20,300,000</u>			標準	<u>18,900,000</u>
<u>(削除)</u>					福祉型障害 児入所施設 医療型障害 児入所施設	利用定員 40人以下	都市部	<u>300,200,000</u>
						標準	<u>286,000,000</u>	
						<u>41人～60人</u>	都市部	<u>500,100,000</u>
						標準	<u>476,400,000</u>	
						<u>61人～80人</u>	都市部	<u>703,600,000</u>
						標準	<u>670,100,000</u>	
						<u>81人～100人</u>	都市部	<u>905,100,000</u>
						標準	<u>862,000,000</u>	
						<u>101人～120人</u>	都市部	<u>1,107,000,000</u>
						標準	<u>1,054,400,000</u>	
						<u>121人以上</u>	都市部	<u>1,308,400,000</u>
						標準	<u>1,246,100,000</u>	
		就労・訓練事業等整備加算		都市部	<u>63,400,000</u>			
				標準	<u>60,400,000</u>			
		短期入所整備加算		都市部	<u>14,300,000</u>			
				標準	<u>13,600,000</u>			
		発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>19,800,000</u>			
				標準	<u>18,900,000</u>			

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増徴単価の取扱いについて(平成18年3月1日付札幌政第2234号)」により、都市部特別増徴加算後の単価であること。

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増徴単価の取扱いについて(平成18年3月1日付札幌政第2234号)」により、都市部特別増徴加算後の単価であること。

改正後

- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

別表4-1
補助基準単価

(単位：円)

施設の種類の種類		単位	補助基準額
婦人保護施設	本体	1世帯当たり	7,281,000
	初度設備加算	1世帯当たり	92,000
	心理療教室整備加算	1施設当たり	28,703,000

(注) 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

別表4-2
補助基準単価

(単位：円)

施設の種類の種類		単位	補助基準額
婦人保護施設	地域交流スペース	1施設当たり	21,968,000
	初度設備加算	1施設当たり	1,194,000
	地域交流スペース (防災拠点型)	1施設当たり	29,285,000
	初度設備加算	1施設当たり	3,123,000
	特殊付帯工事	1施設当たり	14,009,000

(注) 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

現行

- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造の障害者支援施設また~~り~~障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

(新設)

改正後

現行

別表4-3
補助基準単価

(耐震化整備事業)

(単位：円)

施設の種類		単位	補助基準額
婦人保護施設	本体	1世帯当たり	11,046,000

別表4-4
補助基準単価

(単位：円)

施設の種類		単位	補助基準額
婦人保護施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1世帯当たり	11,000

※ 倉設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

別表5 (略)

様式第1号(交付申請書) (略)

様式第1号別紙(1)障害申請 (略)

様式第1号別紙(1)保護申請 (略)

別表4 (略)

様式第1号(交付申請書) (略)

様式第1号別紙(1)障害申請 (略)

様式第1号別紙(1)保護申請 (略)

